經濟論叢

第七十八卷 第四號

ヒルファーディングの帝国主義論(-)静	田	均	(1)
イギリス海運業形成過程の基本的特質山	田浩	之	(18)
ソヴェト国民経済バランス論の史的考察嫌	田武	治	(36)
社会政策•社会事業(書評)與	田	柾	(55)

[昭和三十一年十月]

京都大學經濟學會

イギリス海運業形成過程の基本的特質

―イギリス海運業形成過程の一側面(1)――

山田浩之

問題の所在

例の下においてであり、その発展の結果として、イギリス海運が海運業として確立するにいたったのは、一九世紀 してきたとはいえ、今日もなお、世界の海運市場を支配していることは改めてのべるまでもないところであろう。 演じねばならなかった。 期には、イギリス旧植民地体制のからを破って大きな飛躍をこころみつつあったアメリカの海運とはげしい角逐を っして平坦な歩みではない。その初期には、先進国オランダの海運に熾烈な競争をいどまねばならなかったし、後 のなかば、産業革命の完成期・交通革命の過程においてであった。いうまでもなく、イギリス海運の形成過程はけ よく知られているように、イギリス海運のこのような発展がおこなわれたのは、重商主義の一環をなした航海条 イギリスがすぐれて海運国であり、イギリス海運業が、第一次世界大戦後の世界恐慌いらいするどい危機を経験

だが、オランダ海運は、

世界の「仲立商人」としてその商業的至上権をほこっていたオランダ商業資本の衰退と

はげしい挑戦を宣言したクロムウェルの航海条例いらい着実な発展をとげ、産業革命の過程において「産業資本の ギリス海運の塁を摩するかにみえたアメリカ海運もまた、産業資本の確立期たる南北戦争およびそれ以後において その運命をともにしなければならなかったし、他方、アメリカ独立戦争以後の原蓄過程で大きく発展し、一時はイ カ海運をしりぞけ、 凋落をよぎなくされた。これにたいして、ひとり、イギリス海運のみは、オランダ商業資本とその海運にたいする 一分枝」として独立し、さらに交通革命――木造帆船から鉄鋼蒸汽船への過程――を先導することによってアメリ 世界の海運市場を制覇するにいたったのである。

産業資本として確立するか、これが本稿においてなにほどか明らかにしたいとかんがえる課題である。 ば、それはどのようにして海運業が産業資本として確立するか、の問題にほかならない。どのようにして海運業が ないであろう。だが、このような問題に接近する一つの方法として、いま、その問題を海運の側からとらえるなら がどのようにして確立され、海運業はその再生産構造にどのようにくみこまれてゆくかを明らかにしなければなら なる歴史的事情であったのであろうか。これに答えるためには、基本的には、各国において資本主義の再生産構造 とうした各国海運の隆替――とくにイギリス海運の発展――をその底において規定したものは、いったい、

かを明らかにしておきたい。 論点を明確にするために、 あらかじめ、 「海運業の確立」がどのような歴史的内容をもつものである

問題をそのようにとらえるならば、海運業の形成・確立過程は二つの局面をもつことになる。すなわち、 ^ルたしは「海運業の確立」を、上にのべたように、海運業の産業資本としての確立として把握しようとおもうが、 産業資本の一分枝として確立するためには、他の諸産業と同様に、自己生産から商品生産へ(第一の局面)、 海運業も

イギリス海運業形成過程の基本的特質

第七十八卷 三一三 第四号 一九

であり、社会的分業の展開過程において諸産業 商品生産から資本制生産へ(第二の局面)の道を歩む。第一の局面が、 形成する過程であり、 第二の局面は、 海上労働力が創出され、海運業に資本=賃労働関係が貫徹し、 ―とくに 商業 ――から海運業が分離・独立し、独自の産業部門を いわゆる「自己運送から他人運送への発展」 海運資本が形

成される過程である。

が支配的となる。 ンメンダ、 分離である。 めす指標として、つぎのものをあげねばならないだろう。まず、第一の局面を特徴づけるものは、商人と船主との 「半他人運送」を経過しつつ、産業革命において商人と船主との分離は決定的となり、「他人運送」common carrier とれら二つの局面は、 が支配的であった。 あるいは船舶共有組合等の組合を組織して海上貿易をいとなむばあいにせよ、 中世においては、南人・船主・船長を同一の主体が兼ねるばあいにせよ、その三者がソキエ たがいにからみあいつつ発展し、 こうした形態は、 **傭船契約・運賃積契約の発展という形をとって漸次分解してゆき、** その発展の進度にも種々の段階があるが、その発展をし 「自己運送」 private タス、

単なる労働者 者であった船長および自由船員は、機能分化の過程において、その一部を海運業者(資本家) 自由船員・非自由船員から構成されていたが、非自由船員は漸次自由船員に転化され、 資木家と海上賃労働者への両極分解の過程として進行する。中世においては、海上乗組員は、 これにたいして、第二の局面は、非自由船員の自由な賃労働者への転化と、 (傭船長 sailing master; Setzschiffer あるいは船員)に転化されてゆく。 船長をふくむ自由な船員層の、 他方、 基本的には、 へと上昇せしめつつ、 同時に船舶持分所有 船長 海運

とのように、 自己運送から他人運送への発展と海上労働力の創出という二つの局面のからみあいのなかで、 海運

ば 資本は形成されてくる。ところでいま、海運業が、流通過程で機能するものとして、 面である。 って、その局面は、 ていたことに注目するならば、 海運業の産業資本としての確立を問題とするばあいに、まず明らかにしなければならないのは、 それゆえ、さしあたってここでは、第一の局面に焦点をしぼって、問題の所在をあきらかにしてゆきた 海運業の産業資本としての形成過程を特殊づけるものとしてあらわれてくるであろう。とすれ 第一の局面は、海運業の商業資本からの分化・独立を意味するものであり、 かっては商業資本に包摂され との第一の局 したが

みずから運送することによってのみ、仲立商業として機能することができる。 本は「仲立商業」carrying trade として、それが媒介する諸極――生産諸部商――から分離している。 は衰微せざるをえない。すなわち、 たすととができず、 をいとなまねばならない。それゆえ、ここでは、みずからに運送業を包摂していることが商業資本の存立条件であ 立化のもとで、主として使用価値の生産をめざす生産部面を相互に結びつけるためには、 このばあいには生産物は商業を通じてはじめて商品となるのであって、商業資本は、その交換を媒介する生産物を 「経済的に未発展な諸共同体の諸生産物の交換を媒介する」ものである。そこでは、流通過程は自立化し、 よく知られているように、商業資本は、 その自立的発展のための前提であった。逆に、運送業は、仲立商業から分離してはなんらその現実的機能 かしながら、商人資本の自立的発展は、 したがって、それは商業資本に包摂もしくは従属せざるをえなかった。 資本制生産の発展によって、 資本制生産様式に先行する社会における資本の支配的な実存様式であり、 資本制生産の発展に逆比例し、 生産過程は流通に立脚することとなり、 資本制生産の発展とともに、 すなわち、 商業資本は同時に運送業 流通過程のこのような自 したがって、 仲立商業 は生

リス海運業形成過程の基本的特質

機能と運送業の現実的機能との分離がおこなわれるが、この分離は、仲立商業の衰徴を前提している、ということ 30 立することができるのであって、 衰微しゆく仲立商業 carrying trade たる。すなわち、資本制生産――その下における「交換のための規則正しい再生産」――の発展によって、商品交 属してゆくのであるが、仲立商業において結びつけられていた商業と運送業との分離もまた、そこにおいて可能と ことになる。ところで、 あった諸国民の経済的発展が進むのに比例して、との仲介商業の独占が、したがってとの商業そのものが、衰亡する」 産の単なる一契機に転化されるが、そのことによって、商人資本の自立的発展の前提 ができるであろう。したがって、仲立商業の衰徴によって、海運業は商業資本の従属から脱し、産業資本として独 換の連続性・規則性は増大し、そのととによって、運送業が独自の産業部門として形成される条件がつくりだされ らしなわれるのである。 - とともに、商業資本は商品の姿態変換の媒介というその独自的機能を純化する。かくして、商業資本の独自的 このような仲立商業の衰骸の過程で、商業資本は仲立商業の性格を脱して、産業資本に従 したがって、「商人資本によって両面的に搾取され、 からの脱皮こそ海運業の産業資本としての その未発展が商人資本実存の基礎で ---流通過程の自立化

本として確立したかの問題は、 におとなわれたか、 たちで進行するか、によって決定されるとかんがえることができる。 海運業の確立の仕方は、 その仕方と論理の問題にほかならないのである。 第一の局面に問題を限定するかぎり、 それの仲立商業 carrying trade したがって、どのようにして海運業が産業資 海運業の carrying trade からの脱皮がいか からの脱皮がどこまで、 またどのようなか

成長を規定するものである、とかんがえなければならない

ج. れゆえ、 まず、 典型的な発展をとげたといわれるイギリス海運業の形成過程について、そこにおいて carrying

- (1)とくに第三編経済論を参照されたい。 との点については、 国民経済と海運との関係を、 海避経済の三類型としてうちだされた佐波宣平教授の『海運理論体系』、
- (2)義の発展』、とくに三三七ページ以下を参照されたい。 海運業をその一部門とする交通資木を、産業資本として把握すべきことについては、 富永祐治教授の 『交通における資本主
- (3)同書、一ページ参照
- (4)佐波宣平、前掲書、二七一三四ページ参照。
- Fayle, A Short History of the World's Shipping Industry, 1933, pp. 67-69. 小門和之助「中世紀におけるヨーロッパの船員社会」商船大学研究年報四を参照。 ないが、自由船員もしばしば船主 (船舶持分所有者) として、 あるいは組合員として、 なれ、 海上企業に参加した。 中世においては、
- (7) (6)|第二の局面の研究については、他目を期したい。 表題「一側面」とは、この第一の局面を意味する。 『資本論』第三部第二〇章、青木女庫訳⑨四六七ベージ。
- (8)と水夫とによって経営される場合には、その際投ぜられた資本のうち運賃を支払うために使われる部分は、その国の一定数の ある。たお、つぎのスミスの言葉をも参照されたい。「なるほど、ある特定国の運送貿易 carrying trade がこその国の船舶 仲立商業が carrying trade——carrying (運送)する trade (商業あるいは貿易)——とよばれるの は、こうした理
- れる所以も、おそらくは、そういう国の国民は他国にとっての運送人 carrier だということから出たものであろう。」(傍点、いいいいいい)を持ちているほとんどすべての国は、みなこの方法でやっているのである。この事業が運送貿易 carrying trade と名づけらい。 訳文は、 生産的労働者の間に分配され、それらの人々を活動させるであろう。事実、運送貿易 carrying trade の上でこれまで重要な地 潜 以下においてもだいたい大内訳にしたがったが、 いくらか変更を加えたところがある。 Smith, Wealth of Nations, ed. by E. Cannan, vol. I, pp. 350-351. 大内兵衛訳第二分冊一七三ページ。 たとえば、carrying trade を

『国寓論』では「運送貿易」と訳したことについては次稿第三節とくに注55参照。)

ギリス海運業形成過程の基本的特質

第七十八巻 三七 第四号

(9) 現われる特殊的形態に他ならない。」とのべているが、海運業の商業資本からの分化・独立、その産業資本としての確立 もま 彼等の商業的富一般の、衰亡として現象する。これこそは、資本制的生産が発展するにつれて商業資本の産業資本への従属 これは、一特殊的商業部門の衰亡として現象するばかりでなく、純商業国民の優越の、および、この仲介商業の基礎上に立つ 『資本論』第三部第二十章、青木文庫訳⑨四六七ページ。マルクスは、さらに次のようにつづけて、「仲介商業の揚 商業資本の産業資本への従属がおとなわれる一つの側面をなすものとかんがえることができよう。

二 イギリス海運業形成過程の基本的特質

猿を遂行するために最大の障害物となっていたオランダ商業資本――とくにその仲立商業 carrying trade― れたクロムウェルの「航海条例」 Navigation Act である。 イギリス海運が大きな飛躍をとげるための基礎がかたちづくられたのは、この時期においてであった。 航海条例にいたる時期を、 するはげしい挑戦を宣言したものであり、本来的重商主義国家としてのその後の発展を方向づけ、重商主義政策の 環としての近代的海運政策への第一歩をふみだしたものであった。それゆえ、わたしは中世からクロ イギリス海運の発展史上もっとも画期的な事件として知られているのは、いうまでもなく、 イギリス海運発展史における第一段階としよう。近代的海運政策への移行を可能に それは、市民革命を経験した重商主義国家が本源的蓄 一六五一年に制 ムウェ 一に対 ルの

第一が、

この基礎は、

輸出国から毛織物輸出国への貿易構造の転換。第三が、毛織物工業を生産的基礎とする商業資本の展開・海外進出

国民的商人層の擡頭とかれらによる外国商人の駆逐。第二が、毛織物工業の発展を経済的基礎とする羊毛

中世および絶対主義下において、基本的には、つぎの三つの過程においてかたちづくられた。

である。

年に、緩和されざるをえなかったとはいえ、 西南部、 入すべからず、と規定した。イギリス海運の実勢を無視した、このあまりに性急な海運保護法は、はやくもその翌 Richard II, Statute 1, Chapter 3.) があらわれて、いかなるイギリス国民もイギリス船以外の船舶でもって商品を輸出 制にたいする最初の弔鐘がうちならされた一三八一年には、イギリス最初の 航海条例とい われる海運立法 に河川・沿岸貿易と外国商人との競争が比較的はげしくなかったフランス四南部との貿易にかぎられていた。イギ おけるブルジョア的発展を基礎として、 リス最初の海運立法といわれる「三六八年のエドワード三世の法律 (42nd Edward III., Chapter 8.) も、 その商業・貿易の大部分は外国商人の掌握するところであった。したがって、イギリス商人の活動分野は、 マナ制度の崩壊をもたらし、 よく知られているように、 外国商人駆逐の萠芽がみられるが、こうした傾向がとくに落しくあらわれるのは、ブルジョア的発展の進行が とくにガスコニーからのぶどう酒貿易においてイギリス商船に優先的積取権を与えるものであった。 封建的危機がさけばれる一四世紀後半から一五世紀にかけてであった。 中世初期のイングランドは、 漸次その実力をたくわえ、外国貿易への進出をおこなっていった。 はぼこの時期に、 基本的にはマナ制度に基礎をおく封建的農業国であって、 あいついて擡頭しきたった国民的商人層は、 イギリス とのフランス わずか ۔ ح

ひきつがれた絶対主義的海運政策の基調となり、 の基礎をおい ア商人にはげしい競争をいどみつつ♥ 外国貿易をイギリス商人の手にとりもどして、イギリス海運のそのごの発展 織物貿易において、 ヾーチャント・ステイプラーズが羊毛貿易において、ついで、マーチャント・アドヴェンチャラー た とのような国民的商人層の要求による外国船駆逐が、ヘンリ七世、 それぞれの分野で外国商人を駆逐してゆく。 一五六二年の外国船の沿岸航行禁止制度 かれらは、外国商人、とくにハンザ ヘンリ八世、 (5th Elizabeth, Chapter 5.) ッ商人・ リザベスへと - ズが毛

・ス海運業形成過程の基本的特質

三九 第四号

二五

==0

・リス海運業形成過程の基本的特質

羊毛・毛織物貿易においてはネーデルランド諸地方と結びついて、 に発展する。 このようにして、 イギリス海運は、 国内市場を確保しつつ、ぶどう酒貿易においてはフランス西南 沿岸の海運から、 海峡の海運へと発展する。

六世紀なかば早くもマニュ ント。アドヴェ との過程の進行をその底においてささえ、イギリス海運の発展を大いに前進せしめたものが、羊毛輸出国から毛 |への\ ンチャラーズがイギリス外国貿易の前面におしでてきたのは、このような毛織物工業の成長を基 V わゆる貿易構造の転換である。一五世紀に農村工業として成立したイギリス毛織物工業は、 ファクチュアへと成長し、国内市場から外国市場へと積極的に進出しはじめる。 マーチ

礎とするものであった。そして、この基礎の上に、貿易構造の転換がおこなわれてゆくのである。 ミッドランドや北部で生産され東部諸潜から外国商人の手によって輸出されていた羊毛は、 すなわち、 マーチャン 中世

ŀ テイプラーズによって羊毛輸出が独占される段階(一五世紀)を経過して、 一六世紀にはいると、 イー スト・

として輸出されるにいたる。 アングリアと南部イングランドの毛織物工業地帯へと送られて、そこからロンドンや西南部諸港を通じて、 製造品

イングランドは羊毛輸出国から毛織物輸出国へと転身し、との過程において、外国商人の時代

とのようにして、

けるブ からマーチャ シジ ア的発展と産業資本の成長の度に応じて、その商業資本も交替してゆくが、 ン ト • ステイプラーズの時代へ、さらにマーチャント・アドヴェ ンチャラーズの時代へとい いまや、 毛織物工業を巾 国内にお

艦隊の撃破(一五八八年)などを契機として、大陸市場から新大陸・東印度市場へとのりだし、それに応じて、 積極的な海外進出をこころみはじめる。そして、このような商業資本は、カレの喪失(一五五八年)・スペイン無敵 心とする産業資本の成長を土台として、 イギリス商業資本は、 特許会社 Chartered Companies のかたちをとって、

リス海運も、海峡の海運から外洋の海運へと成長をとげてゆく。

ス海運の発展をおしすすめたものであり、歴史のこの段階では、イギリス海運はイギリス商業資本の発展とともに、 - もちろん、この背後に農村におけるブルジョア的発展とイギリス産薬資本の成長があったのだが 国民的商人層の擡頭、毛織物貿易を基軸として展開したイギリス商業資本の世界市場へ の進出とそ イギリ

その経済的いとなみに包摂され、それに従属して成長しつつあったのである。

h. のである。後者は、先進国オランダに範をとりつつ、低関税と再輸出品にたいする免税および貴金属の輸出 σ 新大陸や東印度へと進出するにいたったイギリス商業資本は、一七世紀に入るとともに、 をみせはじめた。すなわち、一方では、植民地貿易の独占とイギリス商船隊の保護・育成のもとに、) 建設をめざす本来的重商主義としての発展方向があらわれるとともに、他方では、一定の発展をとげた商業資本 ところで 「売るために買う」という商業資本としての本能にもとづいて、 自由港システムを採用することによって、 絶対主義のもとでこのように大きく発展し、あるいは地中海へ、あるいはバルト海へ、さらに進んで オランダ型の仲立商業 carrying trade 商業資本としての自立的発展を志向 対極的な二つの発展方向 仲継貿易シス 旧植民地体制 しはじめる 一点の自由

をあゆむことを決定したものであり、 リス産業資本の保護・育成をめざすものであった。一六五一年のクロムウェ く対立しつつ、その仲立商業をうち破るととによってイギリス商業資本とその海運を育成し、 これにたいして、前者は、このようなオラング型仲立商業としての発展を否定するばかりか、オランダとするど それは一六六〇年の航海条例によって再確認され、 ルの航海条例は、 強化されることになる。 窮極に おいて、

-を展開しようとするものであった。

==

第七十八卷

- ス海運は、なお商業資本に包摂されているとはいえ、産業資本の市場開拓の先導としてオラング型の仲立商業とは、 ととなった道をすすみはじめるのである。 したがって、 同時にイギリス海運の carrying trade からの脱皮への第一歩をしめすものであった。 かくして、 一六五一年の航海条例は本来的重商主義政策の一環としての近代的海運政策への転換を意味したもの
- (1)ting and Ancient Commerce, vol. II & III; E. K. Chatterton, The Mercantile Marine, 1932; A.P. Usher, 'The Growth of Engdustry, 1933; H. C. Hunter, KowEngland get its Merchant Marine, 1066-1776, 1935; W. S. Lindsay, History of Merchant Shiplish Shipping, 1572-1922, Quarterly Journal of Economics, vol. XIII, 1928. 佐波宣平「イギリス海運攻策の弾力性」経済論饕集 五八巻第一・二号 本稿の課題であるイギリス海運形成過程に関する通史としては、 C.E. Fayle, A Short History of the World's Shipping Iv-
- (2)海巡政策』経済論叢第五二巻第三号、同「チュウドル王朝の海運政策」経済論叢第五三巻第一号、囘「海運政策と漁業政策」 Bristol, in Studies in English Trade in the Fifteenth Century, ed. by E. Power & M. Postan, 1933; Dorothy Burwash, English An Historical Geography of England, ed. by H. C. Darby, 1936, chap. VIII; E. M. Carus Wilson, 'The Overseas Tride of Merchant Shipping, 1460—1540, 1947; J.A. Williamson, Maritime Enterprise, 1485—1558, 1913. 佐波宣平「中世イギリスの 第一段階におけるイギリス海運については、注①にかかげた文献のほかに、 R. A. Pelham, 'Medieval Foreign Trade', is
- © R. A. Pelham, op. cit., p. 298
- (4) このイギリス最初の海運立法も実はイギリス沿岸貿易独占に類するものであった、とみることができる。 H.C. Hunter, of. cit., p. 17. フランス西南部のボルドーその他ぶどら酒生産地は、当時イギリスの所領地であった。 だから、
- (5)II. C. II unter, op. ait., pp. 21-23. 佐波宣平「中世イギリスの海運政策」九―一〇ページ参照。
- (6)絶対王制による外国商人蹶逐は、 フランダース商船隊のイギリス最終訪問 (一五三二年)、 外国船の沿岸航行禁止制度()

- 五六二年〕、イギリスにおけるハンザ同盟の金特権廢止(一五九八年)によって完成する。
- (7)ており、イギリス海運保藤政策の基底をなしたといえよう(注明参照)。 ージ参照 外国商人駆逐政策のうちで、外国船の沿岸航行禁止制度は、海運における国内市場確保として、もっとも重要な意義をも た お 佐波宣平「チュウドル王朝の海運政策」|○
- 運賃は一年間に約一万ポンドにのぼった (E. M. Carns Wilson, op. at., p. 240; F. C. Dietz, An Economic History of England, 諸港では、プリストルのカニング(Canyngss)家にみられるように、早熟的な海運企業さえ成立している。すなわち、 >家は、 とのような発展の母体となったのが、ロンドン和よび西南部諸浩であった 商品の売買よりも、 むしろ自分の船に他人の商品をのせて、 その運賃をかせぐことを主な経済的いとなみとし、その (R. A. Pelham, op. cit., pp. 308-309.)° それら カニン
- (9)館があった。 ンと西南部諸浩の商人船主がイギリス海進の源流をなすのである。Cf. R. A. Pelham, ot. cit., pp. 298-808 東部諸猫は主として外国商人の根拠地であって、たとえば、Hell, Boston, Lynn, Yannouth, Ipswich, London したがって、これら東部蔏浩は外国商人の駆逐とともに没落してゆく。ただし、ロンドンだけは例外で、 にはハ ザの Þ ン
- (10) thy Burwash, op. cit., pp. 145-164 R. A. Pelham, op. sin., p. 311. なお、この時期におけるイギリス海運の足場であったロンドン・四南部諸港については、
- (11) 許会社はイギリス资本主義の世界市場への進出を可能ならしめた、新しい担い手であった。 一六世紀なかば以降に簇生する特許会社 Chartered Companies はこのような歴史的基盤の上に成立するのである。 これら特
- (12)との主張は、端的に、つぎの言葉によって表現されている。 カレ喪失の意義については、佐波宣平「イギリス海運政策の弾力性」三一一―三一五ページを参照 「国を富ませるものは、髙関税ではなくて、取引の数の多いこ
- Thomas Violet, W. Dugard, R. Maddison, H. Robinson があげられる。 ステムを理想として追求し、政府は外国人のイングランドへの居住を奨励すべきである、なぜなら、かれら外国人は、再輸出 James, Social Problems and Policy during the Puritan Revolution, 1930, p. 181.) このような考え方に立った人としては、 지수 유용이 ('A Brief Discourse concerning the Trade, Bullion, and Money of England,' Audit. MSS. 10402, f. 10, cited by M. 当然、 かれらは親オランダ派の立場に立ち、

第七十八卷

James, op. cit., pp. 179-182 を経験しつつあった反オランダ派の商業資本から航海条例が提出されてくる。Cf. M. P. Ashley, *ob. cit.*, pp. 26-30, 157-166; M. Policy under the Cromwellian Protectorate, 1934, p. 28.) とかんがえる。これにたいして、オランダ商業資本とのするどい対立 を業とし、そのことによってイギリス人やイギリス海遊に仕事をあたえるからだ。」(M. P. Ashley, Financial and Commercial

- (14)済史序説 (上の一)』第一編第二章、 オランダ型の仲継貿易システムについては、大塚久雄『宮』、第二論文「近代社会の生産力的基盤」、および同『近代欧洲経
- (15)្រុស្ន (F. C. Dietz, op. cit., p. 273.)° トランド会社などの特許会社の利害を大きく反映しており (M. P. Asaley, op. cir., pp. 157-168.)、植民地貿易に関する規定はほ とんど無視されていたが、一六六○年以後の航海条例の発展によって、漸次、植民地貿易の統制にその重心をちつしてゆくの 一一三ページ注③に注意されたい。 ただし、一六五一年の航海条例は、オランダ商業資本との競争がとくにはげしかった東印度会社・レヴァント会社 とくに九八─一○六ページ参照。なお、以下(とくに次稿第三節)との関連において、 ・イース
- (1G) ランダの商業的覇権をうちくずすことをその目的とするものであった。 織物工業を生産的基礎としたイギリス商業資本(および海巡)のオランダ商業資本(および海運)にたいする挑戦であり、オ 歴史のこの段階は、「貿易は国旗にしたがう」時代であり、商業的至上権は産業的至上権に優位している。航海条例は、 =5

岸貿易およびニューファンドランドその他の漁業においてその船腹を増強し、一七世紀後半にいたるや、沿岸貿易オランダ海運にゆだねていた。が、第一表にみられるごとく、その間に、イギリス海運は石炭運送を中心とする沿 易を中心として外国航路において大きくのびてゆく。一七世紀前半には、イングランドはその外国貿易のなかばを においてもなお大きくのびつつ、とくに外国航路においてめざましい発展をとげている。そして、第一図(三二ペー とのようにして、イギリス海運は、一六五一年の航海条例を契機として第二段階にはいり、新大陸との植民地質の

ジ)にみられるように、「イギリス出港トン数の大部分をイギリス船で占めるにいたった一八世紀はじめ以降、一八

1
+
y
ス
海
遲
業
形
成
10
程
0)
基
本
ŔIJ
特
ガケ

きものであった。とはいえ、それはやはり流通過程からの前期的な商業利潤

第七十八卷

三五五

第四号

- 年	総 船 腹	石炭運送	石炭運送 以外の沿 岸航路	ニューファ ンドまび および グリーンラ ンド漁業	他の漁業	外国航路
1582	68,433	7,618	10,607	6,000	11,316	32,892
1609—15	101,566	28,223	15,743	13,312	14,409	29,879
1660	161,619	70,899	25,051	20,330	3,159	42,180
1702	267,444	78,212	41,454	16,157	8,763	122,858
1773	581,000	125,346	89,631	38,585	23,646	303,792

資本および海運に確保することを、そのもっとも重要な目的の一つとして イギリス産業資本の利害に結合・従属しており、したがって、 国内産業の植民地への輪出貿易と結びつくととによって、間接的ではあるが、 ちろん、それは生産的基礎を欠いたオラング型の carrying trade ではなく、 らたにイギリス型ともいうべき carrying trade その重商主義体制——-パーラメンタリ・コルベルティズム——の内部に、 にいたった。航海条例、とくに王政復古政府によって制定された一六六〇年 あいつつ展開されきたった植民地物産の仲継貿易もまた重要な地位を占める ぼ同じ歩調をもって発展してゆく。 世紀の末まで、イギリス海運は、外国貿易の忠実なしもべとして、それとほ のような仲継貿易――植民地・外国間の carrying trade――をイギリス商業 のそれ、および一六六三年の「貿易促進法」(18th Charles II., Chapter 7.)等は、こ 毛織物工業の輸出貿易を基軸とするものであったが、この輸出貿易とからみ の表現によれば「迂回的外国貿易」round-about foreign trade とよばるべ ところで、このような外国貿易および海運の発展は、国内産業なかんづく かくして、オラング型の件立商業を克服したイギリス商業資本と海運は を育成することになる。 アダム・スミ

あ

第1図 18世紀におけるイギリス外国貿易と海運の発展 注 23) イギリス,海運業形成過程の基本的特質 -40 .39 38 37 っ 36 ラ 35 34 ス Ł 33 O . 32 猴 K 华 31 富論 始 30 3 29 • アメ アメ 28 27 y y カ カ .26 ~姓立宣 独 (立承認 25 . 24 ゥ 23 ス * ..22 ペ ル 七年戦 1 21 챠 ンと変戦 Ţ 20 ル 争 19 Ø) 畤 18 南 ス 44 E海泡沫事 ベ 17 イン王 第七十八巻 16 15 -位継承 件 14 柳田樹(100万米) 3) 13 戦争 12 11 110 9 英国能態出港トン数(10万トン) 8 第四号 7 .6 .5 イギリス編英国諸藩出港トン数(10万トン) 4 3 2

10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 1800年

1

0 抽出をねらう商業独占機構であり、すぐれて仲継貿易的な性格をもつものであった。

た植民地物産の仲継貿易との二本の脚の上に立っていたということができよう。ところで、このようなイギリス重 属しつつ carrying trade への傾斜をしめしていた海運もまた、その活動の根をたちきられることになる。 く。そして、植民地収奪と結びついた仲継貿易はきりすてられ、そこから独占利潤をひきだしていた商業資本に従 『旧植民地体制は、 ともに、その均衡を失い、逆に産業資本のより以上の発展をさまたげるものとなる。このようなイギリス重商主義 であったけれども、 商主義をささえた二本の脚は、その当初においてこそ、本源的蓄積を強行し「資本の加速的発展」をもたらすもの このようにして、航海条例下のイギリス重商主義体制は、国内産業の輸出貿易と、それとからみあいつつ発展し 一八世紀の進行とともに、その矛盾をあらわにし、アメリカ独立戦争を契機として解体してゆ 一方における国内の産業資本の成長、他方における独占的貿易商人による仲継貿易の自立化と

以上から明らかなように、carrying trade の克服・それからの脱皮こそ、イギリス海運の形成過程を基本的に特質 皮したイギリス海運がどのようにして産業資本として確立できたかは、次稿第四節であきらかにしよう。ともあれ、 離脱し、それ自身もまた産業資本の一分枝としての海運業として独立しはじめるのである。⇔rrying trade うな carrying trade スのいう「迂回的外国貿易」であるイギリス型の かくして、すでにオラング型の curying trado を克服していたイギリス海運は、この段階では、 アダム・ス からの脱皮の過程において、 carrying trade をも克服・脱皮するにいたる。 イギリス海運は産業資本の輸出貿易に従属しつつ商業資本から から脱 とのよ

ところで、carrying trade からの脱皮が最終的に完成されるのは、 重商主義体制の止場の過程であったが、この

第七十八卷

段階において、重商主義批判の視角から商業資本の分析をおこない、carrying trade をも論じているのが、 スミス

それゆん、『国富論』における重商主義批判の検討を通じて、そこで carrying trade

からの

脱皮の論理がどのようにうちだされているか、を孜稿であきらかにしようとおもう。(未完)

の『国富論』である。

- Growth of English Industry and Commerce, Vol. II, the Mercantile System, Part 3, chap. XIV, 1912. 佐波宣三「航海条例時代の English Navigation Laws, 1989; E. Lipson, The Economic History of England, vol. III, chap. IV, 1948; W. Cumingham, The その叙述を終えている。 きるとおもう。たとえば、H.C. Hunter のイギリス海運形成史 Hav England got its Merchant Marine は一七七六年をもって、 んがえるが、この時期はきらに、一七七六年の『国富論』の出版・アメリカ独立宣言をきかいにして、前期と後期に分けることがで イギリス海運」交通文化第二〇号、同「イギリス海運政策史上のアメリカ」経済論業第五三巻第四号。 'Dutch and English Merchant Shipping in the Seventeenth Century', Economic History Review, vol. II, 1980; L. A. Harper, The わたしは、一六五一年の航海条例の制定から一九世紀なかばのその廃棄までの時期を、イギリス海運形成過程の第二 主として前期のイギリス海運に関するものとしては、 注①にかかげた 文献の ほか に、V. Barbour,
- cit, およびペッティ『政治算術』大内兵衛訳 C. Jones, British Merchant Shipping, 1922, p. 13. 一七世紀におけるオランダ海運の圧倒的優越性については、
- 第二表は、一六世紀末から一七世紀前半までのイギリス海漢の発展が、沿岸航路(海運の国内市場)を中心とするものであっ たこと、および一七世紀後半以降に外国航路にその重心が移ってゆくことをしめしている。 I. A. Harper, op. cit., pp. 339-341. ことから、外国船の沿岸航行禁止制度の効果をはっきりしることができる (注77参照)。
- 経済史』第二編第二章「重商主義植民政策」を参照されたい。 航海条例およびそれに関連する諸立法については、 張蕤裕『イギリス重商主義研究』第三論文、矢口孝次郎『イギリス政治

Iibd., p. 339.

ኒ

(22)ているものは、 次稿第三節参照。 実際は単に消費物の迂回貿易 round-about foreign trade にすぎないことが稀でないが。 なお スミスの次の言葉をみよ。 「……もっとる、 イングランドの運送貿易 carrying trade と普通思われ たとえば、 東西両イン

麻の輸入とむすびつく場合を、迂回的外国貿易の例としてあげている(第二分冊一七○ページ)。 第二分冊|七八ページ。)たとえば、スミスは、イギリスの製造品の輸出が、ヴァジニアの煙草に媒介されて、リガの亜麻・大 ·およびアメリカの財貨をヨーロッパの各地の市場に選搬する商業のごときは、大部分これである。」(W.a. N., vol. I. p. 553

かなりのひらきがあるが、一八世紀については、マカロックの統計がもっともくわしいため、それを利用した。 れらの数字にくらべると、マカロックのあげている数字は、 一七五五年以降が相当大きすぎ(それ以前は三者同一)、 の統計については、H. C. Hunter, of. cit., pp. 884-835; A.P. Usher, of. cit., p. 469. にもほぼ、同様の数字があげられており、 輸出額については、P. Mantoux, The Industrial Revolution in the Eighbeanth Century, pp. 108-104. を利用。 めには、さしつかえないとおもう。 出港トン数の統計については、J. R. McCulloch, A Dictionary of Commerce and Commercial Navigation, 1840, p. 1021 を利用。 なお、出港トン数 趣勢をみるた 両者に

ランダから輸入される麻布の一部は、ふたたび植民地に送られて植民地の消費に供せられる。しかしながら、あとでこの麻布 上げられ、一部は植民地の、また一部は自己の生産物でもって煙草を購入するその特定国の、廃業活動を維持するために使わ を買うのに用いられる煙草を買入れるためにつかわれた資本部分は、必然的にイギリス王国の産業活動を維持することから引 々買入れるところの財貨は、その全部がイギリス王国内で消費されるとはかぎらない。そのうちの一部、 れるものといわねばならぬ。」とのようにして、「植民地貿易の独占は、イギリス王国の資本の一部を消費物の外国貿易から運 い(第二分冊|七六ページ)。さて、この「イギリス玉国から年々再輸出される煙草八万二千樓という莫大な頸余でもって ニアとメリーランドから輸入するが、イギリスの需要はそのうち一万四千樽で、のこりの八万二千樽は再輸出されねばならな そして、そのような商業独占機構は、必然的に「迁回的外国貿易」を補足するものとして、仲継貿易として -オランダ型の carrying trade――を生みだすことになった。たとえば、イングランドは、 carrying trade 〈と向わしめた」のである (W.a. N., vol. II, p. 105. 第三分冊三三一ペトジ)。 年約九万六千樽の煙草をヴァ たとえばドイツやオ の自立的

イギリス重商主義の、このような貿易構造については、内田義彦『経済学の生誕』前編附論、とくに一七五ページ以下を参